

野川第一・第二調節池地区  
自然再生全体構想

平成 18 年9月

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会

## はじめに ～私たちがこの地区で自然再生を目指す理由～

野川第一・第二調節池のある事業対象地区（以下、対象地区という）は、北側に国分寺崖線、南側に武蔵野公園、東側に野川公園を配し、さらに多磨霊園や国際基督教大学を含む広大な空間と豊かな緑に囲まれている。都市河川としては自然が残されている野川や、国分寺崖線からの湧水もあり、水と緑と土という環境が一体となって確保されており、都市化されたなかの数少ない貴重な自然環境である。

また、多摩丘陵あるいは多摩山地と都心部の中間に位置し、自然地と市街地を結ぶ位置にある。対象地区及びその周辺地域では、古くから農業が営まれ、雑木林を中心に水田・畑地・溜池・水路・草地などで構成される環境を有していた。そして、人為による適度な攪乱によって里地里山\*1特有の環境が形成・維持され、多くの野生生物を育む地域となっていた。近年の環境省による調査では、レッドデータブック（RDB）記載種が多く出現する場所の約5割\*2が里地里山であることがわかっている。

対象地区は広い空間と連続性を持った水辺・草地・樹林があり、それに対応して様々な生物が見られる、いわゆる武蔵野の里地里山の生態系が過去から改変を受けながらも残されている地域である。特に植物と昆虫の種類数が多く、ミクリやハグロトンボ、ホトケドジョウ等の希少な生物も生息している。

対象地区は、野川流域にあっても、市街地の中の身近な自然の拠点であり、また、希少な自然が残されている地域であるため、地域・流域の各々において、ビオトープ・ネットワーク上の重要な地区となっている。

対象地区付近の野川は周辺に湧水地点が複数箇所あり、さらに、川辺に近づき親しめるという特徴を有している。

その一方、対象地区の周辺地域では、身近な里地里山の自然が失われつつある。小金井市内の緑地率は減少しており、屋敷林、崖線林、農地の減少などが見られる（小金井市緑の基本計画）。都市化に伴う自然率の低下は湧水の減少や涸渇といった現象に関わりが深いと考えられている。また、野川では、渇水による瀬切れや、降雨時に合流式下水道から希釈された未処理の下水の流入など、河川環境を悪化させる要因もある。

以上のような希少で身近な自然を有している地域であるが、放置しておくと、自然環境の過度の攪乱と衰退がもたらされると危惧されている。対象地区はビオトープ・ネットワーク上の重要な地区に位置しており、この地区で自然再生事業をおこなうことにより、広域的な生物多様性の向上に寄与できる可能性を秘めている。ここに対象地区において自然再生にとりくむ意義がある。

対象地区では、ジョギング、散歩、犬の散歩、市民団体の活動、サッカーや野球などの練習等多様な利用が見られる。その中であって、地域の自然豊かな環境の保護・利用のため、1970年代から環境系市民団体の活動が展開されてきた。第一調節池では、近年、市民と行政の協働により、「どじょう池」がつくられ、その維持管理や環境学習活動なども市民

団体が主体となって展開されてきている。

これまでの取り組みをさらに発展し、対象地区の身近な自然環境の改善と、それによる地域の人々の自然とのふれあいの場として活用することをめざして、ここに自然再生の取り組みを多様な主体の参画と連携のもと行うこととした。

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会

※自然の再生に対して、人はその環境の基盤づくりを行うもので、自然の再生そのものは自然が自ら行っていくものである。そのため、目指す自然環境に向かうよう、モニタリングと適切な維持管理を必要とする。本構想は、今後のモニタリング結果によっては、必要な見直しをすることもあり得るものである。

---

\*1 「里地里山」については環境省により次のように定義づけされている。

『里地里山とは、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念である。一般的に、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いが、言葉の定義は必ずしも確定しておらず、ここでは全てを含む概念として里地里山と呼ぶこととした。』（資料：<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/chukan.html>)

\*2 生物多様性政策研究会、「生物多様性キーワード事典」2002年、中央法規出版による

## ● 目 次 ●

はじめに

1. 自然再生の対象となる地区	1
1.1 野川流域の概要と自然再生の対象となる地区	1
1.2 野川流域及び事業対象地区の変遷	3
1.3 事業対象地区の現状	10
1.4 事業対象地区の課題 ～危機感の共有～	34
2. 自然再生の目標と自然再生事業の概要	36
2.1 自然再生の目標	36
2.2 自然再生の目標を達成するための施策	41
3. 自然再生協議会の組織及び役割分担	65
3.1 自然再生協議会の設置要綱、運営細則	65
3.2 協議会委員の構成	68
3.3 役割分担	69
4. その他必要な事項	70
4.1 主要な調整事項	70
4.2 長期的な課題	71

# 1. 自然再生の対象となる地区

## 1.1 野川流域の概要と自然再生の対象となる地区

- ・本自然再生事業の事業対象地区は、「野川第一調節池、第二調節池、野川（小金井新橋～二枚橋）」とする。
- ・しかし、自然再生を行うために必要となる資源（水）が事業対象地区だけでは十分確保できないことや自然環境の連続性を検討する必要があることから、事業対象地区に「関連する地区」を設けた。
- ・関連する地区：上記の対象地と関わりの深い、はけの森、武蔵野公園、及び過去に対象地区の水田へ給水していた湧水・用水路等

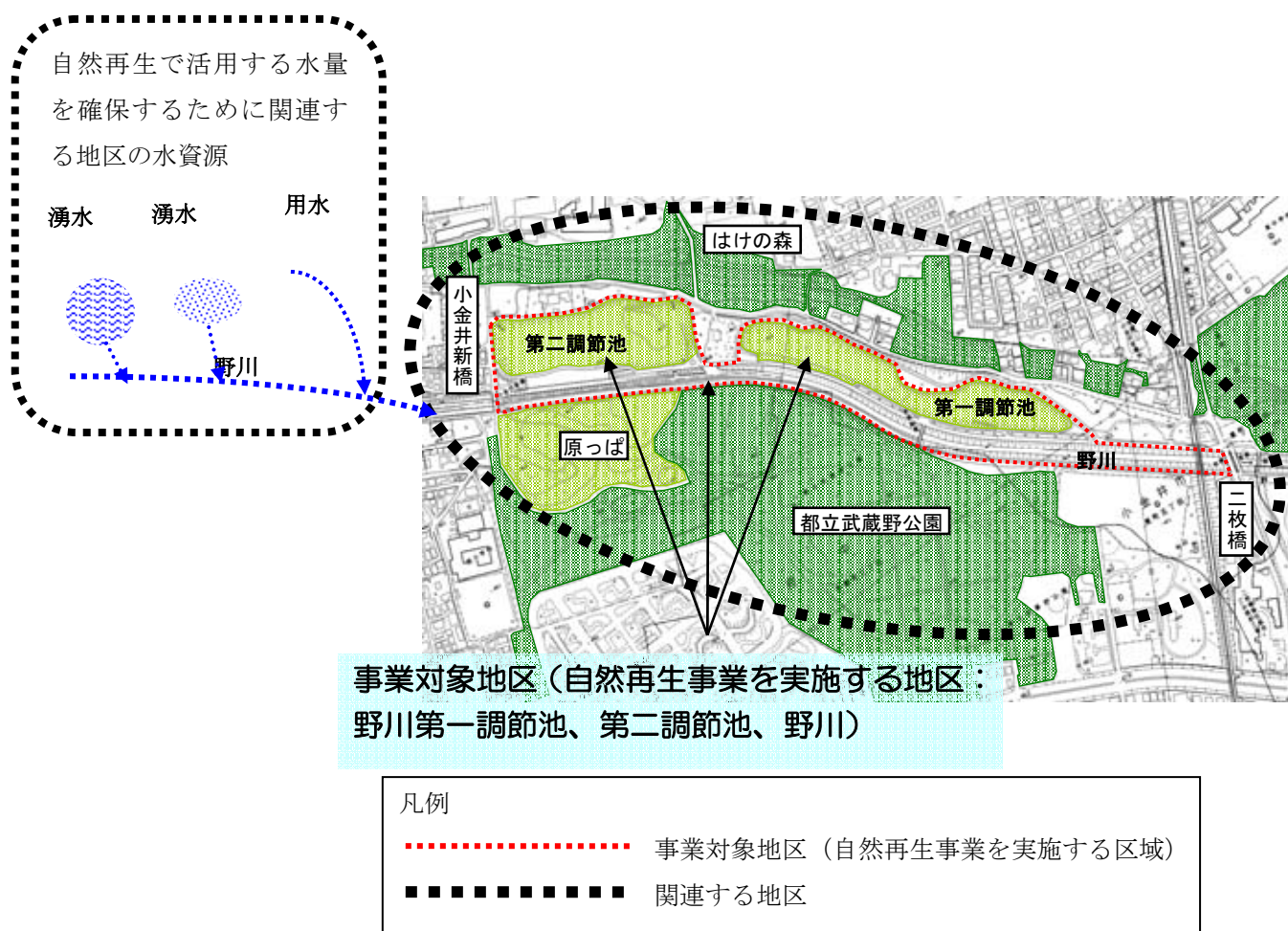


図-1.1.1 事業対象地区と関連する地区の位置



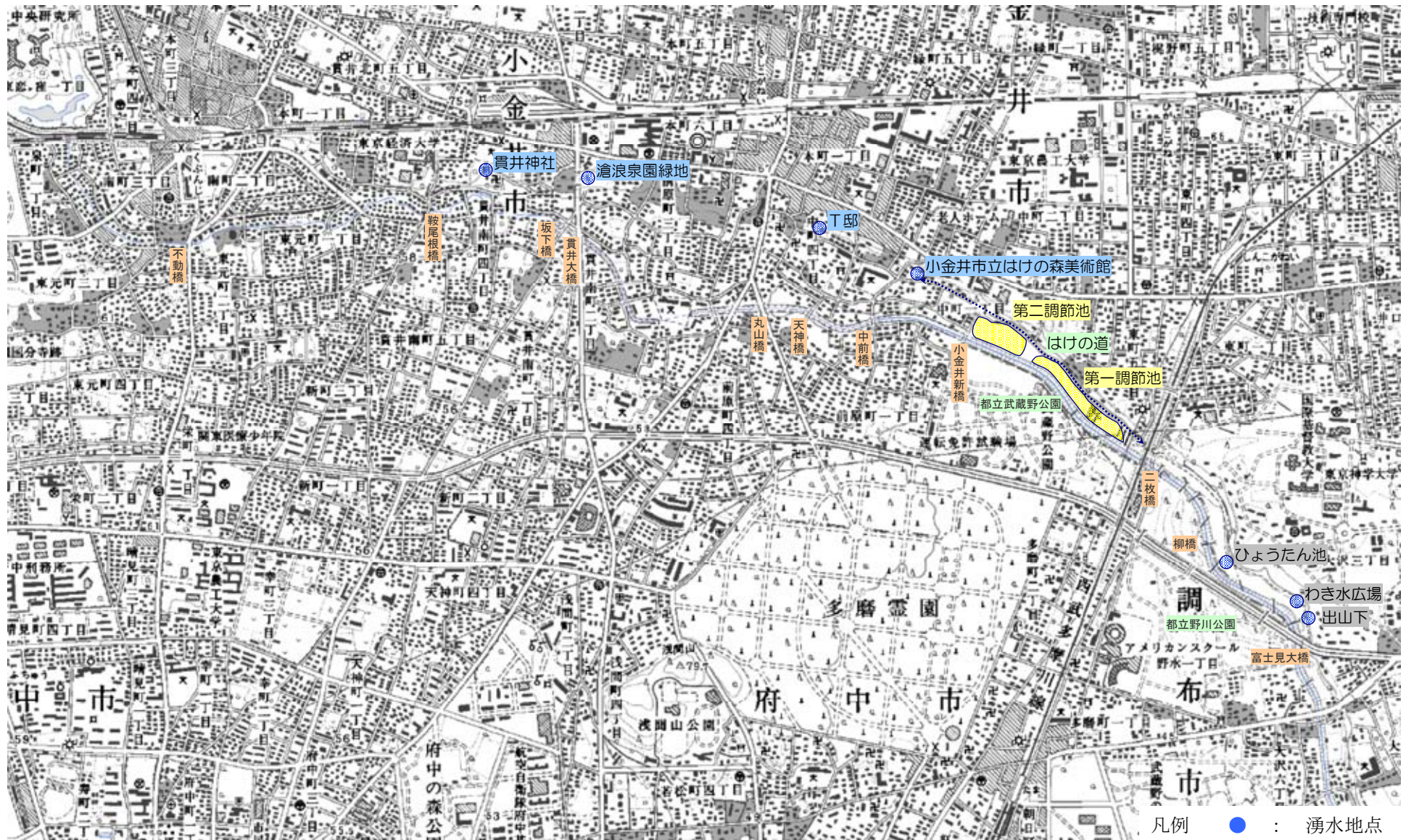


図-1.1.2 事業対象地区周辺の主要な湧水地点等の位置図